

# 大分県報

平成二十九年  
号外（一〇九）  
十二月二十五日

（月曜日）

## 目次

### 告示

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………  
教育委員会告示  
個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程の一部改正……………  
正……………一

### 告示

#### 大分県告示第六百九十一号

個人番号利用事務実施者である知事が適当と認める書類等を定める規程（平成二十七年大分県告示第七百十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 貞

第八条（見出しを含む。）中「第三条第二項第二号」を「第三条第三項第二号」に改める。

第九条（見出しを含む。）中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改める。  
第十条（見出しを含む。）中「第三条第五項」を「第三条第六項」に改める。

#### 附則

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

### 教育委員会告示

#### 大分県教育委員会告示第十三号

個人番号利用事務実施者である教育委員会が適当と認める書類等を定める規程（平成二十

九年大分県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。  
平成二十九年十二月二十五日  
大分県教育委員会  
第七条（見出しを含む。）中「第三条第二項第二号」を「第三条第三項第二号」に改める。

#### 附則

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。